

第4次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画

～地域防犯推進・犯罪被害者等支援～

4th Sapporo City Basic Plan for Creating a Safe and Secure City Free of Crime



札幌市

はじめに

私たちのまち「札幌」が、魅力と活力にあふれ、将来にわたって誰もが安心して生活を送ることができるまちであり続けるためには、市民の安全・安心を脅かす犯罪を未然に防ぐ取組を推進し、日常生活に潜む「犯罪を誘発する機会」を減らしていくとともに、犯罪被害者等に対しては、適切な支援の実施に加え、社会全体で支えていく機運を高めていく必要があります。

そのため、平成22年(2010年)3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、その後、犯罪情勢の変化や市民意識の実態などに対応するため5年ごとに改訂を重ね、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指してまいりました。

地域の防犯力の向上は、市民の皆様のご理解とご協力なくして実現は不可能です。これまで札幌市では、子ども110番の家実施団体への支援や、町内会における防犯カメラ設置補助など、地域の自主的な活動を後押ししてまいりました。また、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」や「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」の制定など、社会的要請に応える取組についても着実に実施してきたところです。

計画に基づく取組を進めていく中、札幌市の刑法犯認知件数は減少を続け、令和3年(2021年)には、平成以降の最大件数である平成13年(2001年)から約8割減少いたしました。しかしながら、令和4年(2022年)から増加に転じており、市民の平穏な生活を奪う犯罪は現在も後を絶ちません。特に近年は、特殊詐欺の手口の巧妙化やSNS等を悪用した犯罪の増加に加え、闇バイトによる犯罪行為が社会問題化するなど、新たな課題も浮き彫りになっています。

また、犯罪被害者等に対する支援として、令和2年(2020年)8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害によって被る経済的負担の軽減を図るための支援を実施してまいりました。さらに、令和7年(2025年)2月には、札幌市における犯罪被害者等支援に関する基本理念等を定めた「札幌市犯罪被害者等支援条例」を制定し、新たな一歩を踏み出したところです。

こうした昨今の犯罪情勢等から明らかになった課題や犯罪被害者等支援をめぐる新たな動きを踏まえ、この度「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定しました。本計画では、「子どもの安全」と「高齢者の安全」を重点テーマに設定し、関係機関・団体等と連携した取組を進めてまいります。また、犯罪被害者等支援に関しては、これまでの取組に加え、犯罪被害者等の支援の重要性をより強力に社会へ発信し、市民や事業者の理解促進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見等をいただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年(2025年)3月

札幌市長 秋元克広



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪	1
3 基本的な考え方	3
(1) 安全で安心なまちづくり	3
(2) 犯罪被害者等支援	4
4 計画の期間	4
5 計画の位置付け	5
第2章 犯罪の現状と課題	6
1 犯罪の状況	6
(1) 刑法犯認知件数等の推移(全国と札幌市)	6
(2) 包括罪種別認知件数の推移	7
(3) 子どもの犯罪被害状況	9
(4) 女性の犯罪被害状況	10
(5) 高齢者の犯罪被害状況	11
(6) 特殊詐欺被害状況	12
(7) 交通事故(人身事故)の発生状況	13
2 市民意識の実態	14
(1) インターネットアンケートの概要	14
(2) インターネットアンケートの回答結果	14
3 第3次計画の検証	23
(1) 成果指標の達成状況	24
(2) 重点テーマの達成状況	25
(3) 各基本方針の主な取組結果	27
4 第3次計画の総括と方向性	32

第3章 計画の構成	34
1 基本目標	34
2 基本方針と基本施策	34
(1) 基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する 関心を高める	34
(2) 基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	35
(3) 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	36
(4) 基本方針4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう 関係機関等と連携・協力して支援する	37
3 重点テーマ	38
4 成果指標	39

第4章 計画体系と取組	40
1 計画体系	40
2 基本施策ごとの主な取組	43
(1) 基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する 関心を高める	43
(2) 基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	48
(3) 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	53
(4) 基本方針4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう 関係機関等と連携・協力して支援する	56

第5章 計画の推進体制	59
--------------------	----

資料編	60
------------	----